

別紙1

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

【特措法第24条第9項に基づく新たな協力要請】

○ 東葛地域^{※1}の飲食店^{※2}の皆さまへ

(令和2年12月2日(水)から12月22日(火)まで)

- ・ 22時以降の夜間は、飲食店における酒類の提供を控えてください。

※1 「東葛地域」：市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

これらの地域の人口10万人あたりの直近1週間の新規感染者数は13.06人であり、県内でも特に感染が拡大している状況です。

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者

○ 県内全域の県民の皆さまへ

(令和2年11月30日(月)から12月22日(火)まで)

- ・ 東京都との往來をできるだけ控えてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ Go to トラベルの一時停止地域^{※3}や、外出自粛要請がされている地域^{※4}については、往來はできるだけ控えてください。感染が拡大している地域との往來は、慎重にしてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ 東葛地域の飲食店では、22時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※3 札幌市、大阪市 ほか(令和2年11月30日現在)

※4 愛知県、茨城県の一部(土浦市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町、境町) ほか(令和2年11月30日現在)

問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
TEL 043-223-2630